

移住労働者人権裁判基金規約

第1条 (名称)

本基金は「移住労働者人権裁判基金」と称し、事務所をNGO外国人救援ネット（神戸）内に置く。

第2条 (目的)

本会は、日本国内で人権を侵害された移住労働者とその家族が権利回復等のための裁判を援助し、もって日本社会をよりよい共生社会に作り替えていくことを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 裁判のための資金貸与
2. その他目的を達成するための事業

第4条 (運営委員会)

本会は次の運営委員会をおく。

- ・代表 1名
- ・副代表 2名
- ・委員若干名
- ・監査 2名

第5条 (運営委員の職務)

1. 代表は、本会の業務を統括し、本会を代表する。
2. 代表に事故あるとき、または欠けたときは、副代表がその職務を代表し、又はその職務を執行する。
3. 運営委員は運営委員会を構成し、本会の事業を執行する。

第6条 (監査の職務)

本会の財産及び職務執行状況を監査する。

第7条 (運営委員の任期)

1. 運営委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
2. 補欠又は増員により選任された運営委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 運営委員はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第8条 (事務局)

本基金の事務を円滑に行うために事務局を設け、若干名の職員をおくことができる。

第9条 (運営委員会)

1. 本基金の事業を執行するために運営委員会をおく。
2. 運営委員会は運営委員で構成される。
3. 代表は、運営委員の互選によって選出される。
4. 運営委員会は必要に応じて代表がこれを召集する。

第10条 (運営費)

本基金は、募金およびその他の財源によって運営する。

第11条 (会計年度)

本会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終了する。

第12条 (規約改正)

規約改正の必要が生じたときは運営委員会で行なうことができる。

第13条（その他）

本基金の施行についての細則は運営委員会の議決をへて別に定める。

付則

1. この規則は、1999年4月1日より発効する。

移住労働者人権裁判基金・細則

第1条（支給の決定）

支給の決定は、申請にもとづき原則的に運営委員会で行なう。運営委員会が開催できない時には書面によって運営委員会を行う。ただし緊急の場合は、代表・副代表が決定し後に運営委員会の承認を得る。

申請があつてから原則的に2週間以内に決定をするものとし、2週間以内に決定できない場合は申請者にその旨通知する。

第2条（援助資金の範囲）

1. 弁護士報酬
2. 保釈金等、本人の身柄拘束を解くために必要な費用
3. 通訳、翻訳にかかる費用
4. その他裁判に必要な費用

第3条（貸与）

裁判を支援するグループへの貸与を原則とし、支援グループがない場合はその設立を促す。

第4条（貸与額）

貸与額は、運営委員会で決定するものとし、上限を50万円とする。

貸与額中、弁護士報酬に関しては原則として財団法人法律扶助協会代理援助支出基準に準ずる額とする。

第5条（返済）

返済方法については、貸与時に決定する。

第6条

裁判基金の貸与を受けたものは年に一度、基金に対して裁判の経過を報告しなければならない。

第7条（その他）

その他本細則に定められていない事柄については運営委員会で決定する。

付則

この細則は、1999年4月1日より施行する。

2004年 8月 5日 一部改正